

生食基発0322第2号
平成29年3月22日

各 検疫所長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部基準審査課長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準に定められた食品に
残留する農薬等の試験法における留意事項について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成29年厚生労働省告示第78号）が本日公布されたことから、試験を実施するに際しての留意事項を別添のとおり通知します。

(別添)

試験実施に際しての留意事項
(分析対象食品：畜水産物の場合)

1. クマホス試験法

(1) 分析対象化合物

クマホス

(2) 留意事項

1) 試験法の概要

クマホスを試料から塩酸酸性下でアセトン及び*n*-ヘキサンの混液(1:2)、次いで*n*-ヘキサンで抽出する。多孔性ケイソウ土カラムにより脱脂し(はちみつの場合は省略する)、トリメチルアミノプロピルシリル化シリカゲル／エチレンジアミン－*N*－プロピルシリル化シリカゲル積層ミニカラムにより精製した後、炎光光度型検出器(リン用干渉フィルター)付きガスクロマトグラフ(GC-FPD(P))等で定量し、ガスクロマトグラフ・質量分析計(GC-MS)で確認する方法である。

2) 注意点

- ① 試料によってはクマホスの一部が有機層に分配されないので、塩酸酸性下で抽出する。
- ② 多孔性ケイソウ土カラムによる脱脂操作は、溶出液の流速が速いとクマホスの一部が溶出しないがあるので、流速を4mL/分以下に調整する。
- ③ GC-FPD(P)と比較し、アルカリ熱イオン化検出器付きガスクロマトグラフ(GC-FTD)又は高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ(GC-NPD)の使用は、感度及び選択性が劣る場合がある。
- ④ GC注入部で分析対象化合物の分解・吸着が生じて良好な定量ができないときは、分解等を抑制するために、高圧注入法を用いるとよい。
- ⑤ 試験法開発時に検討した食品：牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓、鶏の筋肉、牛乳、鶏卵、はちみつ、さけ、えび、あさり